明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府七二）　一
〔告　示〕
○有形文化財を重要文化財に指定し、これを国宝に指定する件（文部科学一一七）　三七
○重要文化財に有形文化財を追加して国宝に指定する件（同一一八）　三七
○重要文化財を分割して重要文化財に指定し、及び有形文化財を追加して国宝に指定する件（同一一九）　三八
○重要文化財を国宝に指定する件（同一二〇）　三九
○有形文化財を重要文化財に指定する件（同一二一）　三〇
○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同一二二）　四一
○重要文化財の員数を改め有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同一二三）　四一
○重要文化財の名称を改める件（同一二四）　三七
○重要文化財の員数を改める件（同一二五）　三八
○有形文化財を文化財登録原簿に登録する件（同一二六）　三八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三九
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分、上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四五
会社その他
会社決算公告　五六

府令

○内閣府令第七十二号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三条第三項第一号及び第三号、第六条第二項第二号、第七条第一項及び第二項、第二十六条第三項並びに第三十条並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条の規定に基づき、並びに児童手当法を実施するため、児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年八月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（児童手当法施行規則の一部改正）

第一条　児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三条第一項の内閣府令で定める理由）	（法第三条第一項の内閣府令で定める理由）
第一条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。）第三条第一項の内閣府令で定める理由は、留学（日本国内に住所を有しなくなつた日の前日まで引き続き三年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること（法第四条第一項第一号に規定する父母等（第一条の四第二項第六号において「父母等」という。）と同居する場合を除く。）をいう。第一条の三の二第三項において同じ。）のうち、その期間が当該日本国内に住所を有しなくなつた日から三年以内のものとする。	**第一条**　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。）第三条第一項の内閣府令で定める理由は、留学（日本国内に住所を有しなくなつた日の前日まで引き続き三年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること（当該日本国内に住所を有しなくなつた日から三年以内のものに限り、法第四条第一項第一号に規定する父母等と同居する場合を除く。）をいう。）とする。
（施設入所等児童の範囲）	（施設入所等児童の範囲）
第一条の二　［①］　法第三条第三項第一号の内閣府令で定める期間は、二月とする。	**第一条の二**　［項を加える。］
2　法第三条第三項第二号の内閣府令で定める短期間の委託は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条に規定する保護者（次項第二号において「保護者」という。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、二月以内の期間を定めて行われる委託とする。	［①］　法第三条第三項第一号の内閣府令で定める短期間の委託は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条に規定する保護者（以下「保護者」という。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、二月以内の期間を定めて行われる委託とする。
3　法第三条第三項第三号の内閣府令で定める短期間の入所は、次の各号のいずれかに掲げる入所又は入院であつて、二月以内の期間を定めて行われるものとする。	2　法第三条第三項第二号の内閣府令で定める短期間の入所は、次の各号のいずれかに掲げる入所又は入院であつて、二月以内の期間を定めて行われるものとする。
一　児童福祉法第二十三条第一項の規定による法第三条第三項第三号に規定する母子生活支援施設への入所、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第三号に規定する障害児入所施設への入所又は児童福祉法第二十七条第二項の規定による同号に規定する指定発達支援医療機関への入院	一　児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する障害児入所施設への入所又は児童福祉法第二十七条第二項の規定による同号に規定する指定発達支援医療機関への入院
二　保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第三号に規定する乳児院等への入所	二　保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する乳児院等への入所
4　法第三条第三項第四号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。	3　法第三条第三項第三号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。
5　法第三条第三項第五号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。	4　法第三条第三項第四号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

（父母指定者の届出）

第一条の三　法第四条第一項第二号に規定する父母指定者（第一条の四第二項において「父母指定者」という。）が児童手当の支給を受けようとするときは、様式第一号による届書を、その者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくする支給要件児童（法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

（第三子以降算定額算定対象者の範囲）

第一条の三の二　法第六条第二項第二号の延長者に類する者として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　児童自立生活援助（法第三条第三項第一号に規定する児童自立生活援助をいう。以下同じ。）を受けている者

二　二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者のうち、障害児入所施設等（法第四条第一項第四号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。）であつて、法第三条第三項第三号に規定する乳児院等以外のものに二月以上の期間を定めて行われる入所又は入院をしているもの（児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者を除く。）

2　法第六条第二項第二号の個人受給資格者（同項第一号に規定する個人受給資格者をいう。以下この項において同じ。）によつて監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一　個人受給資格者によつて監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護が行われていること。

二　個人受給資格者の収入によつて日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くとその水準を維持することができないこと。

3　法第六条第二項第二号の内閣府令で定める理由は、留学のうち、その期間が当該日本国内に住所を有しなくなつた日から四年以内のものとする。

（認定の請求）

第一条の四　［略］

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　支給要件児童のうちに一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童があるときは、当該児童の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

［二～五　略］

六　一般受給資格者が父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

（父母指定者の届出）

第一条の三　法第四条第一項第二号に規定する父母指定者（以下「父母指定者」という。）が児童手当の支給を受けようとするときは、様式第一号による届書を、その者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくする支給要件児童（法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

［条を加える。］

（認定の請求）

第一条の四　［同上］

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　支給要件児童のうちに一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）があるときは、当該児童の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

［二～五　同上］

六　一般受給資格者が法第四条第一項第一号に規定する父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

七　［略］

八　一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）に配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に同条第一項第一号に該当することとなる者に限る。）があり、かつ、当該一般受給資格者が法第四条第三項の児童の生計を維持する程度の高い者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

［号を削る。］

九　一般受給資格者（三歳未満支給対象児童（法第六条第二項第五号に規定する三歳未満支給対象児童をいう。第三条第一項第一号において同じ。）がある一般受給資格者に限る。）が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十　一般受給資格者に第三子以降算定額算定対象者（法第六条第二項第二号に規定する第三子以降算定額算定対象者をいう。以下同じ。）があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十一　第三子以降算定額算定対象者のうちに、一般受給資格者の住所地の市町村の区域外に住所を有する者があるときは、当該者の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該者が世帯主である場合にはその旨、当該者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

十二　一般受給資格者に前条第三項の理由により日本国内に住居を有しない第三子以降算定額算定対象者があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

３　［略］

４　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　施設等受給資格者（法第七条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。以下同じ。）が施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）に対し児童自立生活援助を行つていること、施設等受給資格者に施設入所等児童が委託されていること又はその設置する障害児入所施設等に施設入所等児童が入所若しくは入院をしていることを明らかにすることができる書類

二　施設等受給資格者（施設入所等児童のうちに三歳未満施設入所等児童（法第六条第二項第九号に規定する三歳未満施設入所等児童をいう。第三条第二項第一号において同じ。）がある施設等受給資格者に限る。）が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

（児童手当の額の改定の請求及び届出）

第二条　［略］

２　前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる支給要件児童に係る前条第二項各号（第八号を除く。）に掲げる書類を添えなければならない。

［３・４　略］

七　［同上］

八　一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）又はその配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に法第四条第一項第一号に該当することとなる者に限る。以下同じ。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者又はその配偶者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに一般受給資格者の法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書

九　法第五条第一項に規定する児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十　一般受給資格者（支給要件児童のうちに三歳に満たない児童（法第六条第一項第一号イに規定する三歳に満たない児童をいう。第三条第一項第一号において同じ。）がある一般受給資格者に限る。）が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

［号を加える。］

［号を加える。］

３　［同上］

４　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　施設等受給資格者（法第七条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。以下同じ。）に施設入所等児童が委託されていること又はその設置する障害児入所施設等（法第四条第一項第四号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に施設入所等児童が入所若しくは入院をしていることを明らかにすることができる書類

二　施設等受給資格者（施設入所等児童のうちに三歳に満たない施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳に満たない施設入所等児童をいう。第三条第二項第一号において同じ。）がある施設等受給資格者に限る。）が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

（児童手当の額の改定の請求及び届出）

第二条　［同上］

２　前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる児童に係る前条第二項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる書類を添えなければならない。

［３・４　同上］

第三条　一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳未満支給対象児童が三歳以上支給対象児童（法第六条第二項第四号に規定する三歳以上支給対象児童をいう。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

［号を削る。］

［号を削る。］

二　［略］

三　一般受給者に係る第三子以降算定額算定対象者が二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

2　施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳未満施設入所等児童が三歳以上施設入所等児童（法第六条第二項第八号に規定する三歳以上施設入所等児童をいう。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二　施設等受給者に係る施設入所等児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

（氏名変更等の届出）

第五条　一般受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　第三子以降算定額算定対象者のうちに氏名を変更した者があるとき

2　［略］

第三条　一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童が三歳以上小学校修了前の児童（法第六条第一項第一号イに規定する三歳以上小学校修了前の児童をいう。次号において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二　一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童が小学校修了後中学校修了前の児童（法第六条第一項第一号イに規定する小学校修了後中学校修了前の児童をいう。次号及び第七条第一項において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

三　一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

四　［同上］

［号を加える。］

2　施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳に満たない施設入所等児童が三歳以上の施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳以上の施設入所等児童をいう。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二　施設等受給者に係る施設入所等児童のうち中学校修了前の施設入所等児童（法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。第七条第二項において同じ。）が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

（氏名変更等の届出）

第五条　一般受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

［一～四　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

3　施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一　施設等受給者が児童自立生活援助事業（児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業をいう。次条第六項第一号及び第九条の二において同じ。）を行う者であり、かつ、その氏名（法人にあつては、その名称）又は当該児童自立生活援助事業に係る児童自立生活援助を行う場所の名称を変更したとき。

二～五　［略］

（住所変更等の届出）

第六条　［略］

2　一般受給者は、支給要件児童のうちに住所を変更した児童又は第三子以降算定額算定対象者のうちに住所を変更した者があるときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

3　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該児童の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

二　［略］

三　当該第三子以降算定額算定対象者が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該第三子以降算定額算定対象者の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該第三子以降算定額算定対象者が世帯主である場合にはその旨、当該第三子以降算定額算定対象者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

四　当該第三子以降算定額算定対象者が第一条の三の二第三項の理由により日本国内に住所を有しなくなつたときは、当該事実を明らかにすることができる書類

［4・5　略］

6　施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一　施設等受給者が、児童自立生活援助事業を行う者であり、かつ、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき又は当該児童自立生活援助事業に係る児童自立生活援助を行う場所の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき。

二～四　［略］

（受給事由消滅の届出）

第七条　一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、支給要件児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

3　施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

［号を加える。］

一～四　［同上］

（住所変更等の届出）

第六条　［同上］

2　一般受給者は、支給要件児童のうちに住所を変更した児童があるときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

3　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該児童の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

二　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［4・5　同上］

6　施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

［号を加える。］

一～三　［同上］

（受給事由消滅の届出）

第七条　一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、引き続き法附則第二条第一項の給付の支給を受けることとなるとき、又は一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

2　施設等受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十一号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、施設入所等児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

（児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者の請求書等の提出）

第九条の二　この府令の規定により児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者が行う請求書又は届書の提出は、当該児童自立生活援助事業に係る児童自立生活援助を行う場所、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居又は障害児入所施設等ごとに行わなければならない。

（添付書類の省略等）

第十一条　市町村長は、この府令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2　市町村長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この府令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

（公務員に関する特例）

第十二条　公務員についてこの府令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］

第一条の四第二項第一号	支給要件児童のうちに一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童があるときは、当該児童	公務員である一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）及び児童

［略］

2　施設等受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十一号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、施設等受給者に係る中学校修了前の施設入所等児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

（小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者の請求書等の提出）

第九条の二　この省令の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者が行う請求書又は届書の提出は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居又は障害児入所施設等ごとに行わなければならない。

（添付書類の省略等）

第十一条　市町村長は、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2　市町村長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれにかわるべき他の書類を添えて提出させることができる。

（公務員に関する特例）

第十二条　公務員についてこの省令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］

第一条の四第二項第一号	支給要件児童のうちに一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）があるときは、当該児童	公務員である一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）及び児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）

［同上］

第一条の四第二項第八号	一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）に配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に同条第一項第一号に該当することとなる者に限る。） ［略］ 当該一般受給資格者が	公務員である一般受給資格者に配偶者 ［略］ 当該公務員である一般受給資格者が
第六条第三項	当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童 当該第三子以降算定額算定対象者が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、 当該第三子以降算定額算定対象者が世帯主である場合にはその旨、当該第三子以降算定額算定対象者 ［略］	その者が世帯主である場合にはその旨、その者 公務員である一般受給資格者又は、 その者が世帯主である場合にはその旨、その者

2　［略］（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第十二条の十　［略］

2　［略］

［一・二　略］

三　学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（第五号において「義務教育諸学校等」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用

四　［略］

五　その他義務教育諸学校等又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用

［3・4　略］

第一条の四第二項第八号	一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）又はその配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に法第四条第一項第一号に該当することとなる者に限る。以下同じ。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者又はその配偶者 ［同上］ 一般受給資格者の	公務員である一般受給資格者又はその配偶者 ［同上］ 公務員である一般受給資格者の
第六条第三項	当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童 ［同上］	その者が世帯主である場合にはその旨、その者

2　［同上］（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第十二条の十　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（第五号において「義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用

四　［同上］

五　その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用

［3・4　同上］

（身分を示す証票）

第十三条　法第二十七条第二項の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証票は、様式第十六号による。

［条を削る。］

（身分を示す証票）

第十三条　法第二十七条第二項（法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証票は、様式第十六号による。

（準用規定）

第十五条　第一条、第一条の三、第一条の四第一項及び第二項、第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項から第三項まで、第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第五項まで、第六条の二、第七条第一項、第八条、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十二条の九から第十二条の十一まで並びに前条の規定は、法附則第二条第一項の給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の四第一項及び第二項第一号	法第七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項
第一条の四第二項第一号	住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	住所地
第一条の四第二項第八号	法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族	法附則第二条第一項に規定する扶養親族等並びに令第七条に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族
第一条の四第二項第九号	法第五条第一項に規定する児童	法附則第二条第一項に規定する児童
第二条第一項	法第九条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第九条第一項
第三条第一項	法第九条第三項	法附則第二条第四項において準用する法第九条第三項
第五条第一項第一号	氏名（法人にあつては、その名称）	氏名
第六条の見出し	住所変更等	住所変更
第六条第一項及び第三項第一号	住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	住所地
第六条第一項	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	住所
第六条の二第一項	法第十七条第一項に規定する公務員	法附則第二条第四項において準用する法第十七条第一項に規定する公務員
	法第十八条第三項に規定する被用者等でない者	法附則第二条第四項において準用する法第二十六条第一項に規定する被用者等でない者

第七条	法附則第二条第一項の給付	児童手当	
第九条	法第十二条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第十二条第一項	
第十条	一般受給者若しくは施設等受給者	一般受給者	
第十二条第一項の表の下欄	法第十七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第十七条第一項	
	法第七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項	
第十二条の九第一項及び第二項	法第二十条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第二十条第一項	
第十二条の九第一項	児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）	法附則第二条第一項の給付	
第十二条の九第二項第一号	住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	住所	
第十二条の十第一項	法第二十一条第一項及び第二項	法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第一項及び第二項	
第十二条の十第二項及び第三項	法第二十一条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第一項	
第十二条の十第四項	法第二十一条第二項	法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第二項	
第十二条の十一	法第二十二条第二項	法附則第二条第四項において準用する法第二十二条第二項	
第十四条	法第十七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第十七条第一項	
	法第七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条の３関係）

（表面）

児童手当　父母指定者指定届

提出年月日	※受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

（届出先）市町村長　　殿

1．日本国内に住所を有しない父母等によって父母指定者として指定を受ける方が記入してください。

父母指定者	（ふりがな） 氏名		住所	〒　－ 電話　（　　）	
	性別	男・女	生年月日	昭和 平成	・　・

2．　日本国内に住所を有しない父母等と別居している児童について、父母指定者として指定を受ける方が記入してください。
　また、児童の兄姉等については、当該父母指定を受ける方が監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っている場合に記入してください。

	氏名	父母指定者との関係	生年月日	父母指定者との同居・別居の別	住所	父母指定者と別居している理由
児童			平成 令和　・　・	同・別		
			平成 令和　・　・	同・別		
			平成 令和　・　・	同・別		
児童の兄姉等（注）	氏名	父母指定者との関係	生年月日	父母指定者との同居・別居の別	住所	父母指定者と別居している理由
			平成 令和　・　・	同・別		

注）18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を記載してください。

3．日本国内に住所を有しない父母等が記入してください。

父母児童の養育の生計維持をしている等	（ふりがな） 氏名		児童との続柄		住所	電話　（　　）		
	性別	男・女	生年月日	昭和 平成	・　・	帰国見込年月日	・　・	
上記の配偶者の有無	配偶者の有無	有・無	（ふりがな） 氏名		児童との続柄		住所	電話　（　　）
	性別	男・女	生年月日	昭和 平成	・　・	帰国見込年月日	・　・	

児童の生計を維持している私、＿＿＿＿＿＿＿＿は、
上記１に記載されている者を父母指定者として指定いたします。

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（切り取らずに市町村へご提出ください。）

児童手当　父母指定者指定届受領証

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿

父母指定者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

児童の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

児童手当法第４条第１項第２号に定める父母指定者として、上記の者が指定されたことを証明します。

令和　　年　　月　　日

市町村長＿＿＿＿＿＿＿＿印

（裏面）

注意

1.　この届は、日本国内に住所を有しない父母等によって当該父母等が生計を維持している児童の児童手当を受給する者として指定された方（以下「父母指定者」といいます。）が、児童の住所地の市町村に提出するものです。
2.　父母指定者は表面の１及び２の各欄について記入してください。
3.　表面の２の「児童の兄姉等」の欄には18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者について、父母指定者が監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っている場合に当該者の氏名を記載してください。児童と児童の兄姉等の人数の合計が３人に満たない場合はこの欄は記載不要です。
4.　表面の２の「父母指定者と別居している理由」の欄は、児童及び18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者が父母指定者と別居している場合に、その理由を記入してください。（例：児童が学校の寮に居住しているため同居できない）
5.　表面の３の各欄については、父母指定者を指定した父母等が記入してください。
6.　「帰国見込年月日」の欄は、国外に居住している児童の生計を維持している父母等又はその配偶者が日本国内に帰国する予定の年月日をそれぞれ記入してください。
7.　表面の３の下の下線部分は、父母指定者を指定した方が署名してください。これにより、父母指定者を指定することとなります。

・　この届は、父母指定者に指定された方が児童の住所地の市町村へ提出してください。
・　父母指定者が児童とは別の市町村に住所を有する場合は、父母指定者の住所地の市町村に対して児童手当の認定請求をする際に、児童の住所地の市町村から発行される「児童手当　父母指定者指定届受領証」を添付してください。
・　日本国内に住所を有しない父母等が帰国した時は、速やかに父母指定者の住所地の市町村及び児童の住所地の市町村へ申し出てください。

備考
１．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
２．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第1条の4関係）　　（表面）

児童手当　認定請求書

提出年月日	※受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

殿

請求者	①（ふりがな）		②性別	男・女	③生年月日	昭和・平成　・　・	※認定・却下年月日 令和　・　・ / ※支給開始年月 令和　年　月（令和　年　月分）
	氏名（法人名等）		④職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者	⑤配偶者	有・無	
	⑥住所（法人の主たる事務所の所在地）	〒　－　　電話　（　）			1月1日時点の住所（1～5月分は前年、6～12月分は本年）	（左欄と異なる場合に記入してください）	
	⑦個人番号		⑧請求者の加入している公的年金制度の種別	ア．厚生年金保険　イ．国民年金　ウ．その他（　） ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 （　）私立学校教職員共済 （　）国家公務員共済　（　）地方公務員等共済	⑨所得の状況	令和　年分所得額 （請求者）　円 （配偶者）　円	
配偶者等	⑩（ふりがな）		⑫生年月日	昭和・平成　・　・	⑭請求者の控除対象配偶者または同一生計配偶者の場合に○印	控除対象配偶者・同一生計配偶者	⑮個人番号
	氏名		⑬職業	ア．被用者 イ．公務員（勤務先：　） ウ．被用者等でない者			
	⑪住所（⑥と異なる場合）	〒　－			1月1日時点の住所（1～5月分は前年、6～12月分は本年）	（左欄と異なる場合に記入してください）	

⑯児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）	氏名	続柄	生年月日	監護相当の有無	生計費負担の有無	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	※算定対象の場合に○印
			平成　・　・	有・無	有・無	同・別	令和　年　月	
			平成　・　・	有・無	有・無	同・別	令和　年　月	

[注意]
⑯「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。
（⑯児童の兄姉等と⑰児童の合計人数が3人以上の場合に限る。）

⑰　児　童	氏名	続柄	生年月日	監護の有無	生計関係	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所（別居の場合）	※児童との関係該当する場合に○印	※第3子以降の場合に○印	※3歳未満の場合に○印	※左記以外の場合に○印	※手当月額
			平成・令和　・　・	有・無	同一・維持	同・別	令和　年　月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円
			平成・令和　・　・	有・無	同一・維持	同・別	令和　年　月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円
			平成・令和　・　・	有・無	同一・維持	同・別	令和　年　月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円
			平成・令和　・　・	有・無	同一・維持	同・別	令和　年　月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円

⑱支払希望金融機関	名称	預金種別	支店コード	支店名	口座番号	口座名義	※合計月額
	銀行　金庫 信組　農協　漁協	普通・当座					円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。　※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（裏面）

注意

1　①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
2　⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
　また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
3　⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
4　⑧の欄は、⑰の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア　加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（　）内にその年金の名称を記入してください。
イ　「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
5　⑨の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
6　②、③、④、⑤、⑧及び⑨の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
7　⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
　⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に⑪の欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
8　⑯の欄は、⑰の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
9　⑯の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
10　⑯の「生計費の負担の有無」の欄は、⑯の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
11　18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
12　⑰の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
13　児童が海外に留学している場合は、⑰の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
14　⑰の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア　「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ　「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
15　この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア　児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ　児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ　児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ　請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ　請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ　児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ　生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク　請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
ケ　⑰の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
コ　⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、⑯の欄に記載した子に係る監護相当・生計費の負担についての確認書
サ　⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑯の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

備考
1．⑦及び⑮の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第3号（第1条の4関係）

様式第三号を次のように改める。

（表面）

児童手当 認定請求書（施設等受給資格者用）

殿

提出年月日	※受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

請求者

（ふりがな） 設置者等の氏名（法人名等）		個人番号		職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者
性別	男・女	生年月日	昭和・平成　・　・	設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）	〒　－ 電話　（　）
施設等の名称		施設等の種類		施設等所在地又は里親等住所地	〒　－ 電話　（　）

支払希望金融機関

名称	預金種別	支店名
銀行 金庫 信組 農協 漁協	普通・当座	支店コード（３ケタ）

口座番号	口座名義

施設入所等児童

氏名	生年月日	備考	※3歳未満の児童○印	※3歳以上の児童○印
	平成・令和　・　・			
	平成・令和　・　・			
	平成・令和　・　・			
	平成・令和　・　・			
	平成・令和　・　・			
	平成・令和　・　・			

加入している公的年金の種別	※認定・却下年月日	※支給開始年月	※手当月額
ア，厚生年金保険　イ，国民年金 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 （　）私立学校教職員共済 （　）国家公務員共済 （　）地方公務員等共済 ウ，その他（　）	令和　・　・	令和　・	3歳未満分　円 3歳以上分　円 計　円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏面）

注意

1　「設置者等の氏名（法人名等）」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。

2　「個人番号」の欄は、請求者が個人かつ被用者である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。

3　「職業」、「性別」、「生年月日」、「加入している公的年金制度の種別」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。

4　「施設等の名称」の欄は、児童が児童自立生活援助を受け、委託され、又は入所している施設等の名称を記入してください。里親の場合は記入する必要はありません。

5　「施設等の種類」の欄は、以下のうちで当てはまる施設等の種類を記入してください。

（児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業者、里親、母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、女性自立支援施設）

6　「設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合はその主たる事務所の所在地を記入してください。

7　「施設等所在地又は里親等住所地」の欄は、請求者が施設の設置者等（児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。以下同様です。）である場合は児童が児童自立生活援助を受け、委託され、又は入所している施設等の所在地を、里親の場合は住民票上の住所を記入してください。

8　「支払希望金融機関」の欄には、児童手当の支払を希望する金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義を記入してください。なお、設置者が国又は地方公共団体である場合は、児童一人一人の支払希望金融機関・支店名・口座番号・口座名義が分かる書類を添えて提出してください。

9　「施設入所等児童」の欄は、児童自立生活援助を受け、当該里親等に委託され、又は当該施設等に入所若しくは入院をしている18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子について、記入してください。記入に代えて、名簿を添えて提出することも可能です。（※児童自立生活援助、委託又は入所若しくは入院が２月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は施設入所等児童には該当しません。）

10　備考欄は、同一の受給者が同一の施設として複数の施設を運営している場合であって当該複数の施設のうち施設等所在地と異なる所在地にある施設に居住している等により施設等所在地と居住地が異なる施設入所等児童がいる場合に当該施設入所等児童の居住地を記入してください。

11　「加入している公的年金制度の種別」の欄は、施設入所等児童のうちに３歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。

①　加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（　）内にその年金の名称を記入してください。

②　「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。

12　この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。

①　施設入所等児童が児童自立生活援助を受け、委託され、又は入所若しくは入院をしていることを明らかにすることができる書類（施設入所等児童に係る措置決定通知書又は契約書の写し）

②　施設入所等児童のうちに３歳に満たない児童がいる請求者が被用者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

13　施設等の設置者は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村（特別区を含みます。）へ、この請求書を提出してください。

備考
1．「個人番号」の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第2条・第3条関係）

（表面）

児童手当　額改定認定請求書
額　改　定　届

提出年月日	※受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

殿

受給者	（ふりがな） 氏名 （法人名等）		住所 （法人の主たる事務所の所在地）	〒　－ 電話　（　　）	
	性別	男・女	生年月日	昭和 平成　・　・　・	加入している公的年金制度の種別
	職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者			ア．厚生年金保険　イ．国民年金 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。　ウ．その他（　　） （　）私立学校教職員共済 （　）国家公務員共済 （　）地方公務員等共済

増額又は減額の別	増額　・　減額

増額又は減額の原因となる児童

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印
		平成 令和　・　・	同・別	令和　年　月		有・無	・同一 ・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 令和　・　・	同・別	令和　年　月		有・無	・同一 ・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 令和　・　・	同・別	令和　年　月		有・無	・同一 ・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母

増額又は減額の原因となる児童の兄姉等
（18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護相当の有無	生計費負担の有無
		平成　・　・	同・別	令和　年　月		有・無	有・無

増額した理由	ア．出生 イ．その他（　　）
減額した理由	ア．死亡した イ．監護しなくなった ウ．生計を同じくしなくなった エ．生計を維持しなくなった オ．日本国内に住所を有しなくなった（留学を理由とするものを除く） カ．未成年後見人でなくなった キ．児童の兄姉等を監護相当の世話をしなくなった ク．児童の兄姉等の生計費の負担をしなくなった ケ．父母指定者でなくなった（児童の生計を維持する父母等の帰国） コ．児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至った サ．児童と同居しなくなった（単身赴任の場合を除く） シ．その他（　　）
事由の発生した年月日	令和　・　・

備考		※認定・改定・却下	※認定・改定・却下年月日	※認定・改定年月	※手当月額
			令和　・　・	令和　・　・	3歳未満分　円 3歳以上分　円 計　円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏面）

注意

1　この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいいます。）又は経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
　なお、児童手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
2　児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
3　「氏名（法人名等）」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
4　「住所（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
5　「性別」、「職業」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
6　「加入している公的年金等の種別」の欄は、３歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア　加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（　）内にその年金の名称を記入してください。
イ　「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
7　「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
①　「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
②　「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
8　増額又は減額の原因となる「児童の兄姉等」の欄の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
9　増額又は減額の原因となる「児童の兄姉等」の欄の「生計費の負担の有無」の欄は、当該児童の兄姉等が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
10　「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
11　「減額した理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「シ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「コ．児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、児童自立生活援助を受け、委託又は入所若しくは入院が２月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
12　「事由の発生した年月日」の欄は、「10」又は「11」の事由の発生した年月日を記入してください。
13　この請求書には、児童手当の額が増額する場合は、増額の原因となる児童又は児童の兄姉等について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
①　児童又は児童の兄姉等が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
②　児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き３年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
③　児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
④　受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑤　受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑥　児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
⑦　生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑧　３歳に満たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
⑨　児童の兄姉等の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、当該欄に記載した子に係る、監護相当・生計費の負担についての確認書
⑩　児童の兄姉等について「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも有の場合に、児童の兄姉等が海外に留学している場合は、当該児童の兄姉等が、日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き３年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

備考
１．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
２．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第2条・第3条関係）

（表面）

児童手当　額改定認定請求書
額　改　定　届　（施設等受給者用）

殿

提出年月日	※受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

受給者	（ふりがな） 設置者等の氏名（法人名等）		性別	男・女	加入している公的年金制度の種別
	生年月日	昭和 平成　・　・	職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者	ア．厚生年金保険　イ．国民年金 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。　ウ．その他（　　） （　）私立学校教職員共済 （　）国家公務員共済 （　）地方公務員等共済
	施設等の名称		施設等の種類		設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）　〒　－　電話　（　）
					施設等所在地又は里親等住所地　〒　－　電話　（　）

増額又は減額の別	増額・減額

増額又は減額の原因となる施設入所等児童

氏名	生年月日	備考
	平成 令和　・　・	
	平成 令和　・　・	
	平成 令和　・　・	
	平成 令和　・　・	
	平成 令和　・　・	
	平成 令和　・　・	
	平成 令和　・　・	
	平成 令和　・　・	
	平成 令和　・　・	
	平成 令和　・　・	
	平成 令和　・　・	
	平成 令和　・　・	

増額した理由	ア．児童自立生活援助の実施、委託又は入所若しくは入院 イ．その他（　　）
減額した理由	ア．死亡した イ．児童自立生活援助が終了し、委託解除され、又は退所若しくは退院をした ウ．その他　（　　）
事由の発生した年月日	令和　・　・

備考		※認定・改定・却下	※認定・改定年月日	※認定・改定年月	※手当月額
		※認定・改定・却下	令和　・　・	令和　・	3歳未満分　円 3歳以上分　円 計　円

◎◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏面）

注意

1　この用紙は、児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は施設等に入所若しくは入院をしている児童（以下「施設入所等児童」といいます。）に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。増額の原因となる児童と減額の原因となる児童がいる場合は、別々の用紙で提出してください。

2　「設置者等の氏名（法人名等）」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。

3　「職業」、「性別」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。

4　「加入している公的年金等の種別」の欄は、３歳に満たない児童がいる設置者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。

ア　加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（　）内にその年金の名称を記入してください。

イ　「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。

5　「施設等の名称」の欄は、児童が入所している施設等の名称を記入してください。里親の場合は記入する必要はありません。

6　「施設等の種類」の欄は、以下のうちで当てはまる施設等の種類を記入してください。

（児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業者、里親、母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、女性自立支援施設）

7　「設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合はその主たる事務所の所在地を記入してください。

8　「施設等所在地又は里親住所地」の欄は、受給者が施設の設置者等（児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。以下同様です。）である場合は、児童が児童自立生活援助を受け、委託され、又は入所若しくは入院をしている施設等の所在地を、里親の場合は住民票上の住所を記入してください。

9　「増額又は減額の原因となる施設入所等児童」の欄は、児童自立生活援助を受け、委託され、又は入所若しくは入院をしている18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子について、記入してください。記入に代えて、名簿を添えて提出することも可能です。（※児童自立生活援助、委託又は入所若しくは入院が２月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は施設入所等児童には該当せず、支給の対象とはなりません。）

10　備考欄は、同一の受給者が同一の施設として複数の施設を運営している場合であって当該複数の施設のうち施設等所在地と異なる所在地にある施設に居住している等により施設等所在地と居住地が異なる施設入所等児童がいる場合に当該施設入所等児童の居住地を記入してください。

11　「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。

12　「減額した理由」の欄は、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲み、「ウ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。

13　「事由の発生した年月日」の欄は、「11」又は「12」の事由の発生した年月日を記入してください。

14　この請求書には、児童手当の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。

・　施設入所等児童が児童自立生活援助を受け、委託され、又は入所若しくは入院をしていることを明らかにすることができる書類（施設入所等児童に係る措置決定通知書又は契約書の写し）

15　施設等の設置者は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村（特別区を含みます。）へ、この請求書を提出してください。

16　設置者が国又は地方公共団体である場合は、児童一人一人の支払希望金融機関・支店名・口座番号・口座名義が分かる書類を添えて提出してください。

17　３歳に満たない児童がいる設置者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類を添えて提出してください。

備考

１．　必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

２．　受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第６号（第４条関係）　　（表面）

様式第六号を次のように改める。

児童手当　現況届

提出年月日	※受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

殿

受給者	①（ふりがな）			②性別	男・女	⑥住所（法人の主たる事務所の所在地）	〒　－　　電話　（　）
	氏名（法人名等）						
	③生年月日	昭和・平成　・　・	④職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者	⑤配偶者	有・無	本年１月１日時点の住所（上欄と異なる場合に記入してください）
配偶者等	⑦（ふりがな）					⑨住所（⑥と異なる場合）	
	氏名						
	⑧職業	ア．被用者　イ．公務員（勤務先：　　）　ウ．被用者等でない者				本年１月１日時点の住所	（上欄と異なる場合に記入してください）

⑩　児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者）

氏名	続柄	生年月日	監護相当の有無	生計費負担の有無	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	算定対象に○印
		平成　・　・	有・無	有・無	同・別	令和　年　月	
		平成　・　・	有・無	有・無	同・別	令和　年　月	

[注意]
⑩児童の兄姉等との「監護相当関係の有無」「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。
（⑩児童の兄姉等と⑪児童の合計人数が3人以上の場合に限る。）

⑪　児　童

氏名	続柄	生年月日	監護の有無	生計関係	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所（別居の場合）	※児童との関係で、該当する場合に○印	第3子以降の場合に○印	3歳未満の場合に○印	左記以外の場合に○印	手当月額
		平成・令和　・　・	有・無	同一・維持	同・別	令和　年　月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円
		平成・令和　・　・	有・無	同一・維持	同・別	令和　年　月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円
		平成・令和　・　・	有・無	同一・維持	同・別	令和　年　月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円
		平成・令和　・　・	有・無	同一・維持	同・別	令和　年　月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円

⑫受給者の加入している公的年金制度の種別	⑬所得の状況	合計金額
ア．厚生年金保険　イ．国民年金 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 （　）私立学校教職員共済 （　）国家公務員共済 （　）地方公務員等共済 ウ．その他（　）	令和　年分所得額 （請求者）　円 （配偶者）　円	円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。　　※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（裏面）

注意

1　児童手当の受給者は、６月１日から同月30日までの間に、本年６月１日の現況について、この届を提出してください。この期間中に提出しないと児童手当の支払が差し止められることがあります。
2　①の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
3　⑥の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。また、受給者が個人であり、本年１月１日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
4　②、③、④、⑤、⑫及び⑬の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
5　⑦、⑧、⑨及び⑬の欄は、２人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、受給者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
　⑨の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年１月１日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
6　⑩の欄は、⑪の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
7　⑩の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
8　⑩の「生計費の負担の有無」の欄は、⑩の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
9　18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子が海外に留学している場合には、⑩の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
10　⑪の欄は、受給者が養育する18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
11　⑪の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
　ア　「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
　イ　「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
12　⑫の欄は、⑪の欄に３歳に満たない児童がいる受給者に限り、本年６月１日における公的年金制度の加入状況について、次により記入してください。
　ア　加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。
　　「ウ」を○で囲んだ場合は、（　）内にその年金の名称を記入してください。
　イ　「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
13　⑬の欄は、受給者及び配偶者の前年（１月から５月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
14　この届には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
　ア　児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
　イ　児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き３年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
　ウ　児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
　エ　受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　オ　受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　カ　児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
　キ　生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　ク　受給者に配偶者がある場合には、本年１月１日に他の市町村に住所を有していた場合は、受給者又は配偶者の前年の所得の額についての市町村長の証明書
　ケ　⑪の欄に３歳に満たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
　コ　⑩の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、監護相当・生計費の負担についての確認書
　サ　⑩の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑩の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き３年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

備考
1．必要があるときは、所用の変更又は調整を加えることができる。
2．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号（第4条関係）

（表面）

児童手当 現況届（施設等受給者用）

殿

提出年月日	※受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

受給者	（ふりがな） 設置者等の氏名（法人名等）		職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者	性別	男・女	生年月日	昭和・平成　・　・
	設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）	〒　－ 電話　（　）						
	施設等の名称		施設等の種類		施設等所在地又は里親等住所地	〒　－ 電話　（　）		

施設入所等児童	氏名	生年月日	備考	※3歳未満の児童○印	※3歳以上の児童○印
		平成・令和　・　・			
		平成・令和　・　・			
		平成・令和　・　・			
		平成・令和　・　・			
		平成・令和　・　・			
		平成・令和　・　・			

加入している公的年金制度の種別		※手当月額
ア．厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 （　）私立学校教職員共済 （　）国家公務員共済 （　）地方公務員等共済	イ．国民年金 ウ．その他（　　）	3歳未満分　円 3歳以上分　円 計　円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（裏面）

注意

1　「設置者等の氏名（法人名等）」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。
2　「職業」、「性別」、「生年月日」、「加入している公的年金制度の種別」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
3　「施設等の名称」の欄は、児童が児童自立生活援助を受け、委託され、又は入所若しくは入院をしている施設等の名称を記入してください。里親の場合は記入する必要はありません。
4　「施設等の種類」の欄は、以下のうちで当てはまる施設等の種類を記入してください。

（児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業者、里親、母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、女性自立支援施設）

5　「設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合はその主たる事務所の所在地を記入してください。
6　「施設等所在地又は里親住所地」の欄は、請求者が施設等の設置者（児童自立生活援助事業を行う者及び小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。以下同様です。）である場合は児童が児童自立生活援助を受け、委託され、又は入所若しくは入院をしている施設等の所在地を、里親の場合は住民票上の住所を記入してください。
7　「施設入所等児童」の欄は、児童自立生活援助事業を受け、委託され、又は入所若しくは入院をしている18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある全ての子について、記入してください。記入に代えて、名簿を添えて提出することも可能です。（※児童自立生活援助、委託又は入所若しくは入院が２月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は施設入所等児童には該当しません。）
8　備考欄は、同一の受給者が同一の施設として複数の施設を運営している場合であって当該複数の施設のうち施設等所在地と異なる所在地にある施設に居住している等により施設等所在地と居住地が異なる施設入所等児童がいる場合に当該施設入所等児童の居住地を記入してください。
9　「加入している公的年金制度の種別」の欄は、施設入所等児童のうちに３歳に満たない児童がいる受給者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
①　加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（　）内にその年金の名称を記入してください。
②　「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
10　この届には、施設入所等児童のうちに３歳に満たない児童がいる受給者が被用者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
11　施設等の設置者は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村（特別区を含みます。）へ、この届を提出してください。

備考
1．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号（第5条・第6条関係）

（表面）

児童手当　氏名
住所　等変更届

殿

提出年月日	※受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

受給者	変更前	氏名（法人名等）		職業	ア．被用者　ウ．被用者等でない者 イ．公務員（勤務先：　）
		住所（法人の主たる事務所の所在地）	〒　－ 電話　（　）		
		公的年金制度の種別	ア．厚生年金保険（※）　※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 イ．国民年金　ウ．その他（　）　（　）私立学校教職員共済　（　）国家公務員共済　（　）地方公務員等共済		
	変更後	氏名（法人名等）		職業	ア．被用者　ウ．被用者等でない者 イ．公務員（勤務先：　）
		住所（法人の主たる事務所の所在地）	〒　－ 電話　（　）		
		公的年金制度の種別	ア．厚生年金保険（※）　※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 イ．国民年金　ウ．その他（　）　（　）私立学校教職員共済　（　）国家公務員共済　（　）地方公務員等共済		
	変更年月日		令和　・　・		
配偶者	変更前	氏名			
		住所	〒　－ 電話　（　）		
	変更後	氏名			
		住所	〒　－ 電話　（　）		
	変更年月日		令和　・　・		
児童等	変更前	氏名			
		住所	〒　－ 電話　（　）		
	変更後	氏名			
		住所	〒　－ 電話　（　）		
	変更年月日		令和　・　・		
	変更前	氏名			
		住所	〒　－ 電話　（　）		
	変更後	氏名			
		住所	〒　－ 電話　（　）		
	変更年月日		令和　・　・		
備考					
受給者	住所（法人の主たる事務所の所在地）		〒　－ 電話　（　）		
	氏名（法人名等）				

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（日本産業規格A列４番）

（裏面）

注意

1　この届は、以下の場合に提出してください。
　①　受給者が氏名、住所（受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地）を変更した場合
　②　受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童等（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者又は18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者のうち、受給者によって監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者をいいます。以下同様です。）が氏名又は住所を変更した場合
　③　受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
　④　受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
　⑤　受給者が被用者又は非被用者等でない者の別を変更した場合
2　受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
3　児童等の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童等が世帯主である場合にはその旨、その児童等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
　①　当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
　②　他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
　③　他の市町村の区域内で住所を変更した場合
4　児童等の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童等が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き３年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
5　この届は、１の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に、１の⑤に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。

備考

1．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第九号（裏面）を次のように改める。

（裏面）

注意

1　「設置者等の氏名（法人名）」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。

2　この届は、受給者が次のいずれかに該当する場合に提出してください。

①　設置者等の氏名（法人名）又は施設等の名称を変更した場合

②　施設等の種類を変更した場合

③　受給者が施設等の設置者（児童自立生活援助事業を行う者及び小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。以下同様です。）にあっては、その住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を変更した場合、また、受給者が里親にあっては、同一市町村（特別区を含みます。）内で住所を変更した場合

④　同一市町村内で施設等の所在地を変更した場合

⑤　同一の受給者が同一の施設として複数の施設を運営している場合であって施設入所等児童が当該複数の施設の間で移動する等により施設入所等児童の居住地を変更した場合

⑥　施設入所等児童の氏名が変更された場合

3　「施設等の種類」の欄は、下記のうちで当てはまる施設等の種類を記入してください。

（児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業者、里親、母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、女性自立支援施設）

4　施設等の設置者は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村へこの届を提出してください。

5　この届は、届出事由が発生してから14日以内に提出してください。

備考

1．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

2．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第十号を次のように改める。

様式第10号（第7条関係）

（表面）

児童手当　受給事由消滅届

殿

提出年月日	※受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

受給者	（ふりがな） 氏名 （法人名等）		生年月日	昭和 平成　・　・
	住所 （法人の主たる事務所の所在地）	〒　－ 電話　（　）		

消滅した受給事由 （該当するものを○で囲んでください）	1．受給者が日本国内に住所を有しなくなった 2．受給者が他の市町村（特別区を含む）に転出した 3．受給者が児童と別居することとなった（単身赴任の場合を除く） 4．未成年後見人でなくなった 5．父母指定者でなくなった（児童の生計を維持する父母等の帰国） 6．児童について、次の事実が生じた ①　死亡した ②　監護しなくなった ③　生計を同じくしなくなった ④　生計を維持しなくなった ⑤　日本国内に住所を有しなくなった（留学を理由とするものを除く） ⑥　児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院した ⑦　その他　（　） 7．その他　（　）
6の場合における児童の氏名	
消滅事由の発生した年月日	令和　・　・
備考	

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号（第7条関係）

（表面）

児童手当　受給事由消滅届（施設等受給者用）

殿

受給者	（ふりがな） 設置者等の氏名（法人名等）		生年月日	昭和 平成　・　・	提出年月日 令和　・　・	※受付確認年月日 令和　・　・
	施設等の名称		設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）	〒　－ 電話　（　）		
	施設等の種類		施設等所在地又は里親等住所地	〒　－ 電話　（　）		
消滅した受給事由 （該当するものを○で囲んでください）	ア．施設等を廃止した、児童自立生活援助事業を行わなくなった、里親登録が消除された等 イ．施設等の所在地又は里親等の住所を他の市町村（特別区を含む。）に変更した ウ．全ての児童が施設入所等児童でなくなった エ．その他　（　）					
消滅事由の発生した年月日	令和　・　・					
備考						

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏面）

注意

1　受給者が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を変更したことにより児童手当の受給事由が消滅した場合で、その住所の変更について、転出届に児童手当の受給者であることを書いて提出した場合には、この届は提出する必要はありません。なお、６の⑦又は７を○で囲んだ場合は、（　）内にその理由を具体的に記入してください。

2　全ての児童が 18 歳に達する日以後最初の３月 31 日を経過したことにより、児童手当の受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。

3　「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。

4　６の⑥は、児童自立生活援助、委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院が２月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。

備考
１．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
２．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号（第9条関係）

（表面）

未支払　児童手当　請求書

提出年月日	※受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

殿

受給資格があった者（死亡者）	（ふりがな） 氏名（法人名等）		死亡した年月日	令和　・　・
	住所（法人の主たる事務所の所在地）	〒　－ 電話　（　）		

養育していた児童	氏名	住所
		〒　－
		〒　－
		〒　－

児童の兄姉等（注）	氏名	住所
		〒　－
		〒　－

請求の内容	請求期間	令和　・　月分から 令和　・　月分まで	請求金額	円
支払希望金融機関	名称		口座番号	
備考				
請求者	（ふりがな） 氏名（法人名等）			
	住所（法人の主たる事務所の所在地）	〒　－		
※支給決定年月日	令和　・　・		※請求却下年月日	令和　・　・

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。
注）18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を記載してください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏面）

注意

1　「設置者等の氏名（法人名等）」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。

2　里親等である受給者が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を変更したことにより、児童手当の受給事由が消滅する場合で、その住所の変更について、転出届に児童手当の受給者であることを書いて提出した場合は、この届は提出する必要はありません。なお、エを○で囲んだ場合は、（　）内にその理由を具体的に記入してください。

3　全ての児童が 18 歳に達する日以後最初の３月 31 日を経過したことにより、児童手当の受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。

4　「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。

5　アについては、施設等を廃止することになった場合、児童自立生活援助事業を行わなくなった場合、里親等でなくなった場合等で、受給事由が消滅する場合に○で囲んでください。

6　イについては、施設等の所在地又は里親等の住所を変更した場合に○で囲んでください。

7　施設の設置者等（児童自立生活援助事業を行う者及び小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。）は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村へこの届を提出してください。

備考
1．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号（第9条関係）

（表面）

未支払　児童手当　請求書（施設等受給資格者用）

提出年月日	※受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

殿

受給資格者又は受給資格があった者	（ふりがな） 設置者等の氏名（法人名等）		施設等の名称		施設等の種類		設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）	〒　－ 電話　（　）	施設等所在地又は里親等住所地	〒　－ 電話　（　）

施設入所等児童であった者	氏名	住所	支払希望金融機関	名称	口座番号	請求の内容			施設入所等児童でなくなった年月日
						請求期間		請求金額	
						令和　・　月分から 令和　・　月分まで		円	令和　・　・
						令和　・　月分から 令和　・　月分まで		円	令和　・　・
						令和　・　月分から 令和　・　月分まで		円	令和　・　・
						令和　・　月分から 令和　・　月分まで		円	令和　・　・
						令和　・　月分から 令和　・　月分まで		円	令和　・　・
備考									

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

※支給決定年月日	令和　・　・	※請求却下年月日	令和　・　・

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏面）

注意

1　「養育していた児童」の欄は、児童手当の受給資格があった者（死亡者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をしていた児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいいます。）の全てについて記入してください。

2　「児童の兄姉等」の欄は、児童手当の受給資格があった者（死亡者）に経済的負担（監護に相当する必要な世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていること）のあった18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者の全てについて記入してください。

3　「請求の内容」の「請求期間」欄及び「請求金額」欄は、「１」の児童手当の受給資格があった者（死亡者）に支払われるべき児童手当で、まだその者が支払を受けていなかったものについて、その期間及び金額をそれぞれ記入してください。

備考

1．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

2．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（裏面）

注意

1　この請求書は、児童自立生活援助が終了し、里親等への委託が解除され、又は施設等から退所若しくは退院をした施設入所等児童について、未支払の手当がある場合に提出するものであり、当該未支払の手当をその援助が終了し、委託が解除され、又は退所若しくは退院をした施設入所等児童に対して支払うために必要となります。
2　「設置者等の氏名（法人名等）」の欄は、児童手当の受給資格者（施設等の廃止等の場合は、受給資格があった者）について記入してください。受給資格者等が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。
3　「施設入所等児童であった者」の「住所」欄は、児童自立生活援助が終了し、里親等への委託が解除され、又は施設等から退所若しくは退院をした後の施設入所等児童であった者の住所について記入してください。
4　「請求の内容」の「請求期間」欄及び「請求金額」欄は、「２」の児童手当の受給資格者（施設等の廃止等の場合は、受給資格があった者）に支払われるべき児童手当のうち児童自立生活援助が終了し、里親等への委託が解除され、又は施設等から退所若しくは退院をした施設入所等児童の分で、まだ支払を受けていなかったものについて、その期間及び金額を記入してください。
5　「施設入所等児童でなくなった年月日」の欄は、児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は施設等に入所若しくは入院をしていた施設入所等児童について、児童自立生活援助が終了し、里親等への委託が解除され、又は施設等から退所若しくは退所をした年月日や、施設等を廃止した場合等で受給資格が消滅した年月日を記入してください。
6　施設等の設置者（児童自立生活援助事業を行う者及び小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。）は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村（特別区を含みます。）へこの請求書を提出してください。

備考
1．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第十四号を次のように改める。

様式第14号（第12条の9関係）

整理番号

児童手当に係る寄附の申出書

（寄附先）　市町村長

私は、児童手当法第20条の規定に基づき、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、市町村長から支給を受ける児童手当の額のうち、以下の額につき、当該児童手当の支払期日をもって寄附する旨を申し出ます。

□児童手当の全部（各月の手当額の全部を寄附）	計　円		
□児童手当の一部（各支払期月毎に右の額を寄附）	令和　年　月支払期（　月分～　月分）	計	円
	令和　年　月支払期（　月分～　月分）	計	円
	令和　年　月支払期（　月分～　月分）	計	円
	令和　年　月支払期（　月分～　月分）	計	円
	令和　年　月支払期（　月分～　月分）	計	円

（注）保育料の特別徴収、学校給食費等の徴収額がある場合は、それらを控除した後の額とします。

令和　年　月　日

住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第十五号を次のように改める。

様式第15号（第12条の10関係）

整理番号

児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

市町村長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

私は、児童手当法第21条　第１項
第２項　の規定に基づき、市町村長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、令和　年月分までの児童手当から各費用の支払に充てるものとします。

徴収（支払）費用

令和　　年　　月　　日

住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（法人名等）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児　童　の　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号（第13条関係）

（表面）

児童手当　受給資格調査員証

第　　号

写
真

官　職
又は職名

氏　名

生年月日

児童手当法第27条に定める当該職員であることを証する。

年　月　日　交付
年　月　日　限り有効

印

市町村長又は児童手当法第17条第１項の規定によって読み替えられる同法第７条第１項の認定をする者

（裏面）

児童手当法（抄）

（支給の制限）
第10条　児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第27条第１項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

（届出）
第26条　（略）
２　（略）
３　児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前２項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第17条第１項の規定によって読み替えられる第７条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

（調査）
第27条　市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。
２　前項の規定によって質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注　意

１．　この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

２．　この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となったときは、速やかに、返還しなければならない。

備考

１．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
第三十六条の十八の二　児童自立生活援助事業者は、入居者に係るこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 一　当該入居者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入居者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。 二　入居者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。 三　入居者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 四　当該入居者が退居する場合には、速やかに、入居者に係る金銭を当該入居者に取得させること。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（給付金として支払を受けた金銭の管理） **第十二条の二**　乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 ［一～四　略］ （乳児院の長の資格等） **第二十二条の二**　乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 ［一～三　略］ 四　都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号、第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの イ　法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間 ［ロ・ハ　略］ 2 ［略］	（給付金として支払を受けた金銭の管理） **第十二条の二**　乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 ［一～四　同上］ （乳児院の長の資格等） **第二十二条の二**　乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 ［一～三　同上］ 四　都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号、第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの イ　法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間 ［ロ・ハ　同上］ 2 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（こども家庭庁組織規則の一部改正）

第四条　こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（児童手当管理室） **第四条**　［略］ ２　児童手当管理室は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当に関する事務をつかさどる。 ３　［略］ **附　則** ［１・２　略］ （成育局成育環境課児童手当管理室の所掌事務の特例） ３　成育局成育環境課児童手当管理室は、第四条に規定する事務のほか、当分の間、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付に関する事務をつかさどる。	（児童手当管理室） **第四条**　［同上］ ２　児童手当管理室は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当及び同法附則第二条第一項の給付に関する事務をつかさどる。 ３　［同上］ **附　則** ［１・２　同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部改正）

第五条　こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 ［一～三　略］ 四　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十七条第一項 ［五・六　略］	次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 ［一～三　同上］ 四　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十七条第一項（同法附則第二条第四項の規定により準用する場合を含む。） ［五・六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第十三条第四項に規定する者は、同項の規定による児童手当の額の改定のため必要があるときは、遅滞なく、市町村長（児童手当法第十七条第一項の規定によって読み替えられる同法第七条の認定をする者を含む。）に対し、必要な書類を提出しなければならない。

２　この府令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

３　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。